

医療的ケアが必要な障害児者を新たに受け入れる事業所の皆様へ

県では、医療的ケア児者が地域で安心して生活できる体制を整備することを目的として、医療的ケア児者を令和4年度に新たに受け入れる（受け入れを予定している）事業所を支援していきます。ぜひご活用ください。

※ さいたま市、川越市、川口市、越谷市の事業所は対象となりません。

たん吸引等の研修費用を補助します

- 職員の方が受講・修了した、たん吸引等の研修受講料を事業所が負担する場合に、1人当たり50,000円を補助します。
- 県に補助申請します。（県10/10）
- 対象となる事業所は、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス及び生活介護事業所（国及び地方公共団体により設置運営されているものを除く）です。

医療的ケア児者支援従事者養成研修事業

必要な設備や備品の購入費用を補助します

- ベッドや間仕切り等の設備や、医療キット等の備品を事業所が設置、又は購入する場合に、医療的ケア児者1人当たり300,000円を補助します。
- 事業所が所在する市町村に補助申請します。（県1/2・市1/2）
- 対象となる事業所は、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス及び生活介護事業所（障害者入所支援施設併設型、国及び地方公共団体により設置運営されているものを除く）です。

医療的ケア児者受入設備整備事業

【補助金に関する申請・問い合わせ先】
埼玉県福祉部 障害者支援課 地域生活支援担当
☎048-830-3317